



Information-Desk

弟子園警察署

No.37

R7.11.25

北のひろめーる

安全運転管理者制度をご存知ですか？

安全運転管理者制度とは・・・

自家用自動車を使用する事業所等における交通事故を防止するため制度化されたもので、自動車の使用者に対し、使用的本拠ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う責任者として安全運転管理者を選任し、これを公安委員会に届け出させることにしたものです。

●選任基準

- ・5台以上の自動車を使用している事業所
二輪車は1台を0.5台として計算（原動機付自転車を除く）
- ・乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用している事業所
※運行管理者を選任している事業者は除く



以下のようなときは届出が必要です。

- 管理者を選任したとき
- 管理者を変更（改任）したとき
- 管理者を解任したとき
- 事業所の名称等が変更になったとき
- 管理者の氏名等が変更になったとき

～届出忘れのないようお願いします～



ストップ・ザ・交通事故

